

(第67号議案)

中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について

1 制定経緯

こども誰でも通園制度については、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)が施行されたことに伴い、区市町村による認可事業である「乳児等通園支援事業」として新たに位置付けられた。

乳児等通園支援事業を実施するに当たっては、国が定めた基準に基づき、区が「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を条例で定める必要がある。

2 制定内容

国が定めた基準には「従うべき基準」と「参酌すべき基準」があり、後者については地域の実状に応じて国の基準と異なる内容を定めることが許容されていることから、条例の一部について国が定めた基準を上回る基準を設けるものとする。

3 条例で規定している項目

- (1) 乳児等通園支援事業における総則・通則
- (2) 一般型乳児等通園支援事業の設備・職員の基準
- (3) 余裕活用型乳児等通園支援事業の設備・職員の基準

4 国が定めた基準を上回る基準を設けている内容

- (1) 対象年齢(第1条)

(下線部が条例案での拡充部分)

区	国
法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業(満3歳以上の幼児で区長が必要と認める者を含む)	乳児等通園支援事業として行う法(※)第6条の3第23項の乳児又は幼児 ※児童福祉法 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの

(2) 設備の基準 (第21条第2項)

(下線部が条例案での拡充部分)

区	国
乳児室又はほふく室の面積は、乳幼児又は前号の幼児(※)1人につき <u>3.3平方メートル以上</u> であること。 ※満2歳に満たない幼児	乳児室の面積は、乳幼児1人につき <u>1.65平方メートル以上</u> であること。 ほふく室の面積は、乳幼児1人につき <u>3.3平方メートル以上</u> であること。

(3) 職員 (第22条第2項)

(下線部が条例案での拡充部分)

区	国
乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人以上につき1人以上、 <u>満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上</u> とし、そのうち <u>6割(乳児等通園支援従事者の数が2人の場合は、1人)以上</u> は、保育士とする。	乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち <u>半数以上</u> は保育士とする。

5 施行期日
令和7年7月1日